ガス個別要綱(ベーシックガス)新旧比較表 新	旧	備考
ガス個別要綱 (ベーシックガス)	ガス個別要綱 (ベーシックガス)	
2026年1月1日実施	2022年11月1日実施	
株式会社CDエナジーダイレクト	株式会社CDエナジーダイレクト	

## 1. 用語の定義

本個別要綱において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「ベーシックガス」とは、ガス基本契約要綱及び本個別要綱に基づきお客さまと当社との間で締結するガス需給契約をいいます。
- (2) 「電気セット割」とは、ベーシックガスを締結したお客さまが、ベーシックガス の需要場所において当社との間で電気の需給契約を締結し、その供給を受けている 場合に適用対象となる割引をいいます。

## 2. 適用条件

本個別要綱は、一般ガス導管事業者(東京ガスネットワーク株式会社)の託送供給 約款で定める供給区域のうち「東京地区等」に位置付けられる区域のお客さまが、 ベーシックガスを希望された場合に、適用いたします。

### 3. 料金

- (1) 当社は、別表の料金表(各料金表の基本料金、基準単位料金又は(2)(3)の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。)を適用して料金を算定いたします。
- (2) 当社は、毎月、(3)②により算定した平均原料価格が(3)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により本個別要綱の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、ガス基本契約要綱の別表第3のとおりといたします。

(算 式)

① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

=基準単位料金+<u>原料費調整額(</u>0.081 円×原料価格変動額/100 円 × [1+消費税率])

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

=基準単位料金-<u>原料費調整額(</u>0.081 円×原料価格変動額/100 円

× [1+消費税率])

(備 考)

上記①の算式により調整単位料金を算定する場合の原料費調整額は小数点第<u>3</u>位以下を切り捨てたものとし、上記②の算式により調整単位料金を算定する場合の原料費調整額は小数点第3位以下を切り上げたものといたします。

(3) (2)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

# 1. 用語の定義

本個別要綱において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「ベーシックガス」とは、ガス基本契約要綱及び本個別要綱に基づきお客さまと当社との間で締結するガス需給契約をいいます。
- (2) 「電気セット割」とは、ベーシックガスを締結したお客さまが、ベーシックガス の需要場所において当社との間で電気の需給契約を締結し、その供給を受けている 場合に適用対象となる割引をいいます。

# 2. 適用条件

本個別要綱は、一般ガス導管事業者(東京ガスネットワーク株式会社)の託送供給 約款で定める供給区域のうち「東京地区等」に位置付けられる区域のお客さまが、 ベーシックガスを希望された場合に、適用いたします。

## 3. 料金

- (1) 当社は、別表の料金表(各料金表の基本料金、基準単位料金又は3(2)(3)の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。)を適用して料金を算定いたします。
- (2) 当社は、毎月、(3)②により算定した平均原料価格が(3)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により本個別要綱の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、ガス基本契約要綱の別表第3のとおりといたします。

(算 式)

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 調整単位料金(1立方メートル当たり)
  - =基準単位料金+0.081 円×原料価格変動額/100 円

× (1+消費税率)

- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 調整単位料金(1立方メートル当たり)
  - =基準単位料金-0.081 円×原料価格変動額/100 円

× (1+消費税率)

(備 考)

上記①の算式により調整単位料金を算定する場合の原料費調整額は小数点第 3 位 以下を切り捨てたものとし、上記②の算式により調整単位料金を算定する場合の原 料費調整額は小数点第 3 位以下を切り上げたものといたします。

(3) (2)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

備考 新 IΒ ① 基準平均原料価格(トン当たり) ① 基準平均原料価格 (トン当たり) 57.250円 57,250円 ② 平均原料価格 (トン当たり) ② 平均原料価格 (トン当たり) ガス基本契約要綱の別表第3に定められた各3か月間における貿易統計の数量及 ガス基本契約要綱の別表第3に定められた各3か月間における貿易統計の数量及 び価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨 び価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨 五入し10円単位といたします。)及びトン当たりLPG平均価格(算定結果の10円未 五入し10円単位といたします。)及びトン当たりLPG平均価格(算定結果の10円未

(算 式)

### 平均原料価格

- =トン当たりLNG平均価格×0.9479
- +トン当たりLPG平均価格×0.0546
- ③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額と いたします。

満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結

#### (算 式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 原料価格変動額=平均原料価格-基準平均原料価格

果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 原料価格変動額=基準平均原料価格-平均原料価格

## 4. 割引制度

(1) 次の適用条件のいずれも満たすお客さまは、ご希望により、電気セット割の適用 を受けることができます。この場合、3(1)に定める料金から1か月につき以下に記 載の割引額を差し引いたものを料金といたします。

## 〔適用条件〕

①ベーシックガスの需要場所において同一の名義により当社との間で電気需給契約 (以下「対象電気需給契約」といいます。) を締結していること。

②ベーシックガスの料金と対象電気需給契約に基づきお支払いいただく電気料金を 同一の支払方法によりお支払いいただくこと。

#### [割引額]

割引額=3(1)に定める料金×0.5パーセント(1円未満の端数切り捨て)

(2) 割引制度の適用を希望されるお客さまは、当社にお申し込みいただきます。

## 5. 精算等

お客さまは、電気セット割の適用条件を満たさなくなった場合、すみやかに当社に 通知していただきます。この場合、電気セット割の適用は、当社が通知を受けた直

満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結 果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

### (算 式)

#### 平均原料価格

- = トン当たり LNG平均価格×0.9479
- +トン当たりLPG平均価格×0.0546
- ③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額と いたします。

#### (算 式)

- イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 原料価格変動額=平均原料価格-基準平均原料価格
- ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 原料価格変動額=基準平均原料価格-平均原料価格。

## 4. 割引制度

(1) 次の適用条件のいずれも満たすお客さまは、ご希望により、電気セット割の適用 を受けることができます。この場合、3(1)に定める料金から1か月につき以下に記 載の割引額を差し引いたものを料金といたします。

### 〔適用条件〕

①ベーシックガスの需要場所において同一の名義により当社との間で電気需給契約 (以下、「対象電気需給契約」といいます。)を締結していること。

②ベーシックガスの料金と対象電気需給契約に基づきお支払いいただく電気料金を 同一の支払方法によりお支払いいただくこと。

#### [割引額]

## ① 電気セット割

割引額=3(1)に定める料金×0.5パーセント(1円未満の端数切り捨て)

(2) 割引制度の適用を希望されるお客さまは、当社にお申し込みいただきます。

## 5. 精算等

お客さまは、電気セット割の適用条件を満たさなくなった場合、すみやかに当社に 通知していただきます。この場合、電気セット割の適用は、当社が通知を受けた直

新	IB	備考
後の定例検針日までといたします。なお、適用条件を満たさなくなった日以降最初 の定例検針日の翌日以降も電気セット割が適用されていた場合、電気セット割の適 用は当該事実が明らかになった直後の定例検針日までとするとともに、適用条件を 満たさなくなった日以降最初の定例検針日(当該日が定例検針日と同日の場合はそ の日といたします。)の翌日まで遡って精算させていただきます。この場合の精算額 は、適用すべき条件に基づいて算定した料金とすでに料金としてお支払いいただい た金額との差額とさせていただきます。	後の定例検針日までといたします。なお、適用条件を満たさなくなった日以降最初 の定例検針日の翌日以降も電気セット割が適用されていた場合、電気セット割の適 用は当該事実が明らかになった直後の定例検針日までとするとともに、適用条件を 満たさなくなった日以降最初の定例検針日(当該日が定例検針日と同日の場合はそ の日といたします。)の翌日まで遡って精算させていただきます。この場合の精算額 は、適用すべき条件に基づいて算定した料金とすでに料金としてお支払いいただい た金額との差額とさせていただきます。	
6. その他	6. その他	
その他の事項については、ガス基本契約要綱を適用いたします。	その他の事項については、ガス基本契約要綱を適用いたします。	

大学		新		旧	備考
本報酬と   大変報子   日本のも実施すします。		<u>付 則</u>	附則		
野金素   1. 週間の分		から実施いたします。		<u>月1日</u> から実施いたします。	
1. 適用区分 特金素A 初月養が0 立方メートルから20 立方メートルまでの場合に適用いたします。 粉金素B 初月養が200で方メートルを超え、200で方メートルまでの場合に適用いたします。 粉金素C 使用量が300で方メートルを超え、200で方メートルまでの場合に適用いたします。 粉金素D 初月後が300で方メートルを超え、500で方メートルまでの場合に適用いたします。 粉金素D 初月後が500で方メートルを超え、500で方メートルまでの場合に適用いたします。 粉金素D 初月後が500で方メートルを超え、500で方メートルまでの場合に適用いたします。 粉金素D 初月後が500で方メートルを超え、500で方メートルまでの場合に適用いたします。 粉金素D 初月後が500で方メートルを超え、500で方メートルまでの場合に適用いたします。 粉金素D 初月後が500で方メートルを超え、500で方メートルまでの場合に適用いたします。 粉金素D 初月後が500で方メートルを超え、500で方メートルまでの場合に適用いたします。 粉金素D 初月後が500で方メートルを超え、500で方メートルまでの場合に適用いたします。 粉金素D が月後が500で方メートルを超え、500で方メートルまでの場合に適用いたします。 粉金素D が月後が500で方メートルを超え、500で方メートルまでの場合に適用いたします。 粉金素D が月後が500で方メートルを超え、500で方メートルまでの場合に適用いたします。 粉金素D が月後である人とまで、900で方メートルを超え、500で方メートルまでの場合に適用いたします。 粉金素D が月後が500で方メートルを超え、500で方メートルまでの場合に適用いたします。 粉金素D が月後が500で方メートルを超え、500で方メートルまでの場合に適用いたします。 粉金素D が月後が500で方メートルを超え、500で方メートルまでの場合に適用いたします。 別金素D が月後である人は適用いたします。 1か月及びダメメ・ター1値につ 7.3.5.4.6円 で 1.0.7.6円 1.2.7.トルにつき (消費板等相当額を含みます。) の 加速型位料を で)加速型位料を で)加速型位料を で)加速型位料を で)加速型位料を で)の基準型位料を で)の表述型位料を で)とは 1.0.2.2.3.8円 1.0.2.2.3.20 1.0.2.2.3.8円 1.0.2.2.3.8円 1.0.2.2.3.8円 1.0.2.2.3.8円 1.0.2.2.3.8円 1.0.2.2.3.8円	(別表)		(別表)		
1. 適用区分 特金素A 初月養が0 立方メートルから20 立方メートルまでの場合に適用いたします。 粉金素B 初月養が200で方メートルを超え、200で方メートルまでの場合に適用いたします。 粉金素C 使用量が300で方メートルを超え、200で方メートルまでの場合に適用いたします。 粉金素D 初月後が300で方メートルを超え、500で方メートルまでの場合に適用いたします。 粉金素D 初月後が500で方メートルを超え、500で方メートルまでの場合に適用いたします。 粉金素D 初月後が500で方メートルを超え、500で方メートルまでの場合に適用いたします。 粉金素D 初月後が500で方メートルを超え、500で方メートルまでの場合に適用いたします。 粉金素D 初月後が500で方メートルを超え、500で方メートルまでの場合に適用いたします。 粉金素D 初月後が500で方メートルを超え、500で方メートルまでの場合に適用いたします。 粉金素D 初月後が500で方メートルを超え、500で方メートルまでの場合に適用いたします。 粉金素D 初月後が500で方メートルを超え、500で方メートルまでの場合に適用いたします。 粉金素D が月後が500で方メートルを超え、500で方メートルまでの場合に適用いたします。 粉金素D が月後が500で方メートルを超え、500で方メートルまでの場合に適用いたします。 粉金素D が月後が500で方メートルを超え、500で方メートルまでの場合に適用いたします。 粉金素D が月後である人とまで、900で方メートルを超え、500で方メートルまでの場合に適用いたします。 粉金素D が月後が500で方メートルを超え、500で方メートルまでの場合に適用いたします。 粉金素D が月後が500で方メートルを超え、500で方メートルまでの場合に適用いたします。 粉金素D が月後が500で方メートルを超え、500で方メートルまでの場合に適用いたします。 別金素D が月後である人は適用いたします。 1か月及びダメメ・ター1値につ 7.3.5.4.6円 で 1.0.7.6円 1.2.7.トルにつき (消費板等相当額を含みます。) の 加速型位料を で)加速型位料を で)加速型位料を で)加速型位料を で)加速型位料を で)の基準型位料を で)の表述型位料を で)とは 1.0.2.2.3.8円 1.0.2.2.3.20 1.0.2.2.3.8円 1.0.2.2.3.8円 1.0.2.2.3.8円 1.0.2.2.3.8円 1.0.2.2.3.8円 1.0.2.2.3.8円	料金表		料金表		
します。   します。   大変である   します。   します。   大変であるという   大変を表します。   します。   大変を表します。   します。   します					
料金表日   使用量が200ウ方メートルを超え、800ウ方メートルをでの場合に適用いたします。   料金表日   使用量が200カメートルを超え、800ウ方メートルをでの場合に適用いたします。   料金表日   使用量が200カメートルを超え、800ウ方メートルをでの場合に適用いたします。   料金表日   使用量が2000ウ方メートルを超え、800ウ方メートルをでの場合に適用いたします。   料金表日   使用量が2000ウ方メートルを超え、800ウ方メートルを超え。800ウ方メートルを超ん 800ウ方メートルを超んに適用いたします。   料金表日   使用量が2000ウ方メートルを超え、800ウ方メートルを超んに適用いたします。   料金表日   使用量が2000ウ方メートルを超え、800ウ方メートルを超んに適用いたします。   料金表日   使用量が2000ウ方メートルを超え、800ウ方メートルを超んに適用いたします。   料金表日   使用量が2000ウ方メートルを超え、800ウ方メートルを超んに適用いたします。   料金表日   使用量が2000ウ方メートルを超え、800ウ方メートルを超ん、800ウオメートルを超ん、800ウオメートルを超ん、800ウオメートルを超ん、800ウオメートルを超ん、800ウオメートルを超ん、800ウオメートルを超ん、800ウオメートルを超ん、800ウオメートルを超ん、800ウオメートルを超ん、800ウオメートルを超ん、800ウオメートルを超ん、800ウオメートルを超ん、800ウオメートルを超ん、800ウオメートルを超ん、800ウオメートルを超ん、800ウオメートルを超ん、800ウオメートルを超ん、800ウオメートルを超ん、800ウオス・800ウオ	料金表A 使用量が(	) 立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いた	料金表A 使用量	量が 0 立方メートルから20立方メートルまでの場合	こ適用いた
いたします。   料金表で 使用電が900カメ・トルを超え、200カメ・トルまでの場合に適用 いたします。   料金表で 使用電が900カメ・トルを超え、500で方メートルを超え、500で方メートルを超え、500で方メートルを超えに適用 いたします。   料金表で 使用電が900カメ・トルを超え、500で方メートルを超えに適用 いたします。   料金表で 使用電が900カメ・トルを超え、800立方メートルを超えに適用 いたします。   料金表で 使用電が900カメ・トルを超え、800立方メートルを超えに適用 いたします。   料金表で 使用電が900カメ・トルを超え、800立方メートルを超点を観力を表示を超出を指令を表示を超出を描述を描述を描述を描述を描述を描述を描述を描述を描述を描述を描述を描述を描述を	します。		します	_ o	
料金表C   使用益が900立方メートルを超え、200立方メートルまでの場合に適用	料金表 B 使用量が2	0立方メートルを超え、80立方メートルまでの場合に適用	料金表B使用量	量が20立方メートルを超え、80立方メートルまでの:	場合に適用
いたします。	いたしまっ	-	いたし	<b>ます。</b>	
# 参表D 使用量が200立方メートルを超え、500立方メートルまでの場合に適用いたします。    神企表E 使用量が500立方メートルを超え、800立方メートルまでの場合に適用いたします。   神企表E 使用量が500立方メートルを超え、800立方メートルまでの場合に適用いたします。   神企表E 使用量が500立方メートルを超え、800立方メートルを超えに適用いたします。   神企表E 使用量が500立方メートルを超え、800立方メートルを超えに適用いたします。   神企表E 使用量が500立方メートルを超え、800立方メートルを超える場合に適用いたします。   神金表E					場合に適用
用いたします。  料金表E 使用量が500立方メートルを超え、800立方メートルまでの場合に演 用いたします。 料金表F 使用量が500立方メートルを超える場合に適用いたします。  料金表F 使用量が500立方メートルを超える場合に適用いたします。  2. 料金表 ① 料金表A ① 放本料金 ② 料金表A ② 放表料金 ② がからながスメーター1個につ を (消費模等相当額を含みます。)  ロ) 基準単位料金 ② がいたします。 ② 料金表B ② がおからともに図(2)(3)の規定により算定した1立方メートル当たの単位料金をもとに図(2)(3)の規定により算定した1立方メートル当たの単位料金をもとに図(2)(3)の規定により算定した1立方メートル当たの単位料金をもとに図(2)(3)の規定により算定した1立方メートル当たの単位料金をもとに図(2)(3)の規定により算定した1立方メートル当たの単位料金をもとに図(2)(3)の規定により算定した1立方メートル当たの単位料金をもとに図(2)(3)の規定により算定した1立方メートル当たの単位料金をもとに図(2)(3)の規定により算定した1立方メートル当たの単位料金をもとに図(2)(3)の規定により算定した1立方メートル当たの単位料金をもとに図(2)(3)の規定により算定した1立方メートル当たの単位料金をもとに図(2)(3)の規定により算定した1立方メートル当たの単位料金をもとに図(3)(3)の規定により算定した1立方メートル当たの単位料金をもとに図(3)(3)の規定により算定した1立方メートル当たの単位料金をもとに図(3)(3)の規定により算定した1立方メートル当にの単位料金をもとに図(3)(3)の規定により算定した1立方メートル当にの単位料金をもとに図(3)(3)の規定により算定した1立方メートル当にの単位料金をもとに図(3)(3)の規定により算定した1立方メートル当にの単位料金をもとに図(3)(3)の規定により算定した1立方メートル当にの単位料金をもとに図(3)(3)の規定により算定した1立方メートルまでは、第2を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表					
料金表E 使用量が500立方メートルを超え、800立方メートルまでの場合に適加いたします。     ドル・たします。     ・     ・					の場合に適
用いたします。 料全表F 使用量が800 で方メートルを超える場合に適用いたします。  2. 料企表 ① 料企表A イ) 基本料企 ② 力 基本料企 ② 工作 (消費税等相当額を含みます。)  コ) 基準単位料金 ① ウカメートルにつき (消費税等相当額を含みます。)  コ) 悪産単位料金 ② 対金表B イ) 基本料全 ② 料金表B イ) 基本料金 「か月及びガスメーター1個につ (消費税等相当額を含みます。)					の担人に強
料金表       使用量が800立方メートルを超える場合に適用いたします。         2. 料金表       ① 料金表A         (1) 基本料金       1か月及びガスメーター1個につ       735.46円         (消費税等相当額を含みます。)       1か月及びガスメーター1個につ       735.46円         ロ) 基準単位料金       140.76円         (消費税等相当額を含みます。)       1 立方メートルにつき       1 1 立方メートルにつき         (消費税等相当額を含みます。)       1 立方メートルにつき       1 40.76円         (消費税等相当額を含みます。)       1 立方メートルにつき       (消費税等相当額を含みます。)         ハ) 調整単位料金       1 立方メートルにつき       (消費税等相当額を含みます。)         ハ) 調整単位料金       1 立方メートルにつき       (消費税等相当額を含みます。)         ハ) 調整単位料金       1 立方メートルとこつき       (消費税等相当額を含みます。)         ハ) 調整単位料金       1 立方メートル当院の単位料金といたします。         ② 料金表B       イ) 基本料金         1 か月及びガスメーター1個につ       1,022.38円					
2. 料金表       ① 料金表A       イ) 基本料金       ② 料金表A       イ) 基本料金       ① 財政びガスメーター1側につ き (消費税等相当額を含みます。)       フ 35. 46円 き (消費税等相当額を含みます。)       ロ) 基準単位料金       1 4 0. 7 6円 (消費税等相当額を含みます。)       ロ) 基準単位料金       ロ) 募集単位料金       ロ) の基準単位料金を含みます。)       コ か月及びガスメーター1個につ ます。       ハ) 調整単位料金       ロ) の基準単位料金をもとに3(2)(3)の規定により算定した1 立方メートル当たりの単位料金といたします。       コ の基準単位料金といたします。       ② 料金表B       イ) 基本料金       イ) 基本料金       イ) 基本料金       1 か月及びガスメーター1個につ ます。       1 か月及びガスメーター1個につ ます。       1 か月及びガスメーター1個につ					
<ul> <li>① 料金表A         <ul> <li>イ) 基本料金</li> <li>ロ) 基準単位料金</li> <li>ロ立方メートルにつき (消費税等相当額を含みます。)</li> </ul>          ロが月及びガスメーター1個につ (消費税等相当額を含みます。)         フ35.46円 (消費税等相当額を含みます。)               ロン 基準単位料金             ロン 基準単位料金を含みます。)                ハ) 調整単位料金             ロン 基準単位料金をもとに置(2)(3)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。                ② 料金表B</li></ul>	THE CONTRACT	20 <u>27 7 7 7 7 2 22 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 </u>	11221 (2/13		
イ) 基本料金       イ) 基本料金         1か月及びガスメーター1個につき       7 3 5 . 4 6 円 (消費税等相当額を含みます。)         ロ) 基準単位料金       1 4 0 . 7 6 円 (消費税等相当額を含みます。)         ロ) 基準単位料金       1 4 0 . 7 6 円 (消費税等相当額を含みます。)         ハ) 調整単位料金       1 0 . 7 6 円 (消費税等相当額を含みます。)         ル) 調整単位料金       1 0 の基準単位料金をもとに多(2)(3)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。         ② 料金表B       イ)基本料金         イ)基本料金       1 か月及びガスメーター1個につます。	2. 料金表		2. 料金表		
1か月及びガスメーター1個につき     735.46円(消費税等相当額を含みます。)       ロ) 基準単位料金     140.76円(消費税等相当額を含みます。)       ハ) 調整単位料金     140.76円(消費税等相当額を含みます。)       ハ) 調整単位料金をもとに②(2)(3)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。     100       ② 料金表B     イ) 基本料金       1か月及びガスメーター1個につまかすがある。     735.46円(消費税等相当額を含みます。)       ル) 調整単位料金をもとに③(2)(3)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。       ② 料金表B     イ) 基本料金       1か月及びガスメーター1個につまかがカスメーター1個につまかがある。     1、022.38円	① 料金表A		① 料金表A		
き       (消費税等相当額を含みます。)         ロ) 基準単位料金       1 立方メートルにつき       1 4 0 . 7 6 円 (消費税等相当額を含みます。)         ハ) 調整単位料金       1 立方メートルにつき       1 4 0 . 7 6 円 (消費税等相当額を含みます。)         ハ) 調整単位料金       ロ) の基準単位料金をもとに③(2)(3)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。         ② 料金表B イ) 基本料金       ② 料金表B イ) 基本料金         1 か月及びガスメーター1個につ       1 , 0 2 2 . 3 8 円	イ)基本料金		イ) 基本料金		
ロ) 基準単位料金  1 立方メートルにつき 1 4 0. 7 6円 (消費税等相当額を含みます。)  ハ) 調整単位料金 ロ) の基準単位料金をもとに3(2)(3)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。  ② 料金表B イ) 基本料金  1 か月及びガスメーター1個につ 1,022.38円	1か月及びガスメータ	-1個につ 735.46円	1か月及びガスメ・	- ター 1 個につ 7 3 5	. 46円
1 立方メートルにつき     1 4 0. 7 6円 (消費税等相当額を含みます。)       ハ) 調整単位料金 ロ) の基準単位料金をもとに③(2)(3)の規定により算定した1立方メートル 当たりの単位料金といたします。     ハ) 調整単位料金 ロ) の基準単位料金をもとに③(2)(3)の規定により算定した1立方メートル 当たりの単位料金といたします。       ② 料金表B イ) 基本料金     ② 料金表B イ) 基本料金       1 か月及びガスメーター1個につ     1,022.38円	ŧ	(消費税等相当額を含みます。)	<i>*</i>	(消費税等相当額を含み	はす。)
1 立方メートルにつき     1 4 0. 7 6円 (消費税等相当額を含みます。)       ハ) 調整単位料金 ロ) の基準単位料金をもとに3(2)(3)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。     ハ) 調整単位料金をもとに3(2)(3)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。       ② 料金表B イ) 基本料金     ② 料金表B イ) 基本料金       1 か月及びガスメーター1個につ     1,022.38円			+ ME 24 LL VOL A	,	
1 立方メートルにつき     (消費税等相当額を含みます。)       ハ)調整単位料金     ロ)の基準単位料金をもとに3(2)(3)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。       ② 料金表B     イ)基本料金       1 か月及びガスメーター1個につ     1,022.38円       1 立方メートルにつき     (消費税等相当額を含みます。)       ハ)調整単位料金     ロ)の基準単位料金をもとに3(2)(3)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。       ② 料金表B     イ)基本料金       1 か月及びガスメーター1個につ     1,022.38円	口) 基準単位科金	1.40. 7.6 11	口)基準単位科金	1.10	7.0 🖽
<ul> <li>ハ) 調整単位料金         <ul> <li>ロ) の基準単位料金をもとに3(2)(3)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。</li> </ul> </li> <li>② 料金表B         <ul> <li>イ) 基本料金</li> </ul> </li> <li>① 料金表B         <ul> <li>イ) 基本料金</li> </ul> </li> <li>① 料金表B         <ul> <li>イ) 基本料金</li> </ul> </li> <li>① お金表B         <ul> <li>イ) 基本料金</li> </ul> </li> <li>① おり及びガスメーター1個につ</li> <li>1,022.38円</li> </ul>	1立方メートルに	つき	1立方メート	ルにつき	
ロ) の基準単位料金をもとに3(2)(3)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。       ロ) の基準単位料金をもとに3(2)(3)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。         ② 料金表B       イ) 基本料金         1か月及びガスメーター1個につ       1,022.38円         ② 料金表B       イ) 基本料金         1か月及びガスメーター1個につ       1,022.38円		(消費柷等相当額を含みます。)		(消費税等相当額を含み	<b>はず。)</b>
イ)基本料金       イ)基本料金         1か月及びガスメーター1個につ       1,022.38円         1か月及びガスメーター1個につ       1,022.38円	ロ)の基準単位料:	_	ロ)の基準単位	_	<b>ジメートル</b>
イ)基本料金       イ)基本料金         1か月及びガスメーター1個につ       1,022.38円         1か月及びガスメーター1個につ       1,022.38円	② 料全耒R		② 料全惠R		
1か月及びガスメーター1個につ 1,022.38円 1か月及びガスメーター1個につ 1,022.38円					
		-1個につ 1.022.38円			. 38円
	1777,0777	(消費税等相当額を含みます。)	き		

新		旧		備
)基準単位料金	п)	基準単位料金		
1 立方メートルにつき (消費税等相当額	126.42円 を含みます。)	1立方メートルにつき	126.42円 (消費税等相当額を含みます。)	
<ul><li>(1) 調整単位料金</li><li>ロ) の基準単位料金をもとに3(2)(3)の規定により算定した</li><li>当たりの単位料金といたします。</li></ul>	1立方メートル	調整単位料金 ロ) の基準単位料金をもとに <u>3</u> (2)(3 りの単位料金といたします。	)の規定により算定した1立方メートル当	
料金表C イ)基本料金	③ 料	金表 C 基本料金		
	193.39円	月及びガスメーター1個につき	1,193.39円 (消費税等相当額を含みます。)	
<ul><li>2) 基準単位料金</li></ul>		基準単位料金		
1 立方メートルにつき (消費税等相当額	124.28円 を含みます。)	1立方メートルにつき	124.28円 (消費税等相当額を含みます。)	
<ul><li>(2) (3) の規定により算定した</li><li>(3) の規定により算定した</li><li>当たりの単位料金といたします。</li><li>料金表D</li></ul>	1立方メートル	りの単位料金といたします。	)の規定により算定した1立方メートル当	
f) 基本料金		基本料金		
1 か月及びガスメーター1 個につ 1, 8 き (消費税等相当額)		月及びガスメーター1個につき	1,833.02円 (消費税等相当額を含みます。)	
2) 基準単位料金	ㅁ)	基準単位料金		
	121.08円	4	121.08円	
1 立方メートルにつき (消費税等相当額	を含みます。)	1立方メートルにつき	(消費税等相当額を含みます。)	
1 立方メートルにつき	ハ)	調整単位料金	(消費税等相当額を含みます。) )の規定により算定した1立方メートル当	
1 立方メートルにつき (消費税等相当額を) 調整単位料金 ロ) の基準単位料金をもとに3(2)(3)の規定により算定した	ハ) :1立方メートル た ⑤ 料	調整単位料金 ロ) の基準単位料金をもとに <u>3</u> (2)(3) りの単位料金といたします。		
1 立方メートルにつき (消費税等相当額を (消費税等相当額を ) 調整単位料金 ロ) の基準単位料金をもとに 3(2)(3)の規定により算定した 当たりの単位料金といたします。 料金表 E イ) 基本料金	ハ) た1立方メートル た (5) 料 イ)	調整単位料金 ロ) の基準単位料金をもとに <u>3</u> (2)(3 りの単位料金といたします。 金表E		

新		П		備考
口) 基準単位料金		口) 基準単位料金		
1立方メートルにつき	112.54円 (消費税等相当額を含みます。)	1立方メートルにつき	112.54円 (消費税等相当額を含みます。)	
<ul><li>ハ)調整単位料金</li><li>ロ)の基準単位料金をもとに<u>3</u>(2)</li><li>当たりの単位料金といたします。</li></ul>	(3)の規定により算定した1立方メートル	<ul><li>ハ)調整単位料金</li><li>ロ)の基準単位料金をもとに3(2)(3</li><li>たりの単位料金といたします。</li></ul>	3)の規定により算定した1立方メートル当	
⑥ 料金表 F		⑥ 料金表 F		
イ)基本料金		イ)基本料金		
1か月及びガスメーター1個につき	12,065.05円 (消費税等相当額を含みます。)	1か月及びガスメーター1個につき	12,065.05円 (消費税等相当額を含みます。)	
口)基準単位料金		口) 基準単位料金		
1立方メートルにつき	105.09円 (消費税等相当額を含みます。)	1立方メートルにつき	105.09円 (消費税等相当額を含みます。)	
当たりの単位料金といたします。		たりの単位料金といたします。		